

地球温暖化防止実行計画の実施状況

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第10項（計画に基づく措置及び施策の実施状況の公表）に基づき、以下のとおり実施状況をまとめましたのでお知らせします。

1. 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標は、各々の取組を実施し、計画期間である令和元年度から令和12年度までの12年間で基準年度（平成30年度）に比べて、8%削減することを目標とします。

2. 実施状況

組合の事務・事業における温室効果ガス排出量の大部分を占めるのは、廃プラスチック類の焼却及び電気の使用量です。

【基準年度比における温室効果ガスの削減量（率）】

（単位：kg-CO₂、%）

	基準年度 平成30年度	2年目 令和2年度	3年目 令和3年度	4年目 令和4年度	5年目 令和5年度	6年目 令和6年度	7年目 令和7年度
排出量	7,330,615	7,355,846	6,780,488	5,806,490	5,859,815	5,492,268	4,797,001
削減量	—	-25,231	550,127	1,524,125	1,470,800	1,838,347	2,533,614
削減率	—	-0.3	7.5	20.8	20.1	25.1	34.6
計画期間の削減率目標							8.0

3. 実施状況の点検

令和元年度から第1次計画に引き続き、第2次地球温暖化防止実行計画を策定し、計画期間12年間で温室効果ガスを8%削減することを目標に掲げました。

7年目となる令和7年度の削減率は、基準年度に比べて34.6%の削減となりました。

ごみの焼却量が減少したこと及び焼却ごみに含まれる廃プラスチック類の割合が減少したことにより、廃プラスチック類の焼却量が減少し、それに伴い温室効果ガス排出量が減少しました。

また、御坊クリーンセンター更新事業により、令和7年10月から新施設での試運転が開始され、電気使用量が大幅に削減し、温室効果ガス排出量が減少しました。

本計画の推進には、職員一人一人の取組が重要となりますので、今後もさらに、地球温暖化防止に対する職員の意識向上を図り、目標達成に向けた取組を着実に進めていきます。